

## 1 策定の意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性もある、決して許されることのない人権侵害行為である。

本校は、「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである」との認識をもち、「しない・させない・見逃さない」というスローガンのもと、生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、学校が一丸となって組織的に対応することが必要であると考えている。

このことから、本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）の理念に基づき、これまでの①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取り組みをさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために本基本方針を策定し、生徒の尊厳を守り、健やかな成長を支援する。

## 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 「いじめ」の種類（具体例）

本校では、以下のような行為をいじめとして認識する。これらはあくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ① 身体的な暴力
- ② 言葉による攻撃
- ③ 精神的な攻撃
- ④ 物理的な損害
- ⑤ その他

### (3) 基本的な理念

いじめは全ての生徒に関わる問題であり、その対応は学校における最重要課題の一つである。本校は、いじめ問題の克服に向けて、以下の理念に基づき取り組む。

- いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- 「いじめは卑劣な行為であり、絶対に許されるべきものではない」という意識を、生徒・教職員・保護者に周知徹底する。本校生徒は「いじめ」を行ってはならない。
- すべての生徒が「いじめを行わず、いじめを認識しながら放置しない」ようにするとともに、いじめがいじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身の保護を第一義とし、学校は、家庭、地域住民、県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

### 3 いじめの防止等のための指導体制・組織

#### (1) いじめ防止対策委員会の設置と役割

- いじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という）を置く。
- いじめ防止についての対策委員会の役割は、要綱の中で定めており、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。また、対策委員会の委員に関すること等についても要綱で定める。
- 事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた対策委員会を開催する。この対策委員会の委員及び役割は要綱で定める。

#### (2) 未然防止の対応、及びいじめに関わる情報または相談があったときの対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携しながら学校全体として取り組む。

いじめに関わる情報または相談があった際は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルにそって、速やかに対策委員会等を開催し、組織的に対応する。学校及び教職員は、いじめの早期発見と迅速かつ適切な対処に努める。

### 4 いじめの未然防止の取り組み

生徒が、安全に、安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加して活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。日常生活における生徒の「些細な兆候」にも注意を払い、「全体（集団）」と「部分（個）」の両面に目を配る。

#### (1) いじめを生まない教育活動の推進

- 生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、確かな人権感覚を身につけ、望ましい人間関係を構築させるため、本校の建学の精神に基づく道徳教育及び人権教育の取り組みを学校の教育活動全体における位置付けを明確にして行う。
- 全校生徒の自尊感情・自己肯定感を高め、「自分は必要とされている」という気持ちをもたせ、「学校は居心地が良い」と感じることができる雰囲気を作る。「わかる授業」を推進し、生徒が生き生きと授業に参加し活躍できる場を提供することで、いじめの未然防止につなげる。
- 自分も大切にした上で、他者の価値観も認め、多様性を尊重する教育活動を行っていく。
- 定期的にアンケートや心理テスト、教育相談等を実施し、情報収集に努める。
- 生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう生徒会活動などの特別活動を充実させる。

#### (2) 家庭、関係機関との積極的連携

- 家庭、県その他の関係者の連携を図ると共に、学校警察補導連絡協議会等を活用する。

#### (3) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取り組み

- 実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。これには、インターネット上のいじめの重大さを生徒に理解させる取り組み、生徒・保護者・教員を対象とするインターネットや情報機器利用の倫理教育の強化、必要に応じたネットパトロール等によるいじめの予防

や早期発見・早期対処体制の強化が含まれる。

## 5 いじめの早期発見の取り組み

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもち、早期からの適切な対応により、いじめの早期発見に努める。以下の取り組みを柱にいじめの早期発見に努め、生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利が擁護されるように配慮する。

### (1) 相談体制の整備

#### ① 担任による面談

教育相談月間を設けて個人面談を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。

気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等で情報を共有し、適切に対応する。

#### ② スクールカウンセラーによる面談

毎月、スクールカウンセラーによる面談の日程を生徒・保護者に周知する。

#### ③ その他、相談しやすい窓口を設置し、周知する。

### (2) いじめに関するアンケート調査

学校独自のアンケート調査や心理テストを活用し、定期的にアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。また、定期的に行うことでいじめ抑止にもつなげる。

## 6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで対象生徒を守り、関係生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。対応にあたっては、対象生徒及び知らせてきた生徒の安全を確保し、プライバシーや個人情報の取り扱いに十分注意する。

### (1) いじめ発生時の対応

通報や相談等により、生徒がいじめを受けている、または受けていると思われる時は、直ちに対策委員会を開催し、調査方法、いじめを受けた生徒・保護者、いじめを行った生徒・保護者への対応を協議し、その方針を管理職が決定し、関係者に指示する。

#### ○ 対象生徒とその保護者への支援

1. いじめ行為の制止と安全確保を最優先に行う。
2. 対象生徒の心のケア（スクールカウンセラー等との連携を含む）及び学習支援を行う。
3. 対象生徒及び保護者の要望・意見を十分に聴取し尊重する。
4. 調査結果や対応について、適切な情報開示と説明を行う。
5. 対象生徒が安心して学習に取り組める環境を確保する。

#### ○ 関係生徒への指導及びその保護者への助言

1. 関係生徒に対していじめは「決して許されない行為」であり、「対象生徒の心身に重大な影響を及ぼす」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

2. 教育的配慮のもと、適切かつ毅然とした指導を行う。必要に応じて、校長は教育上必要と認めるときは懲戒を加えることができる。
3. 保護者に対しては、事実を伝え、家庭での指導について協力を求める。

○ インターネット上のいじめへの対応

1. 誹謗・中傷等の内容を確認し、証拠を保全する（スクリーンショット等）。
2. 対象生徒への心のケア、二次被害の防止に努める。
3. 加害者が特定できた場合は、投稿の削除を指示・指導する。
4. 閲覧した生徒たちにも可能な限り特定し、情報の拡散防止と削除を呼びかける。

○ 事案の状況に応じ、外部委員を加えた対策委員会を開催する。

## (2) 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条に規定する「重大事態」が発生した場合は、直ちに佐賀県法務私学課私立中高・専修学校支援室に報告するとともに連携して事案に対応する。

## 7 いじめの再発防止の取り組み

対象生徒へのケア、関係生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断する。いじめが「解消」した後も、当該生徒たちへの継続的な注意と支援を行い、いじめの再発防止に努める。

## 8 職員研修

いじめの定義および対応についての研修会、いじめへの対応力向上等を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会、いじめ防止等の取組の課題や次年度の取組についての研修会を適宜行う。これにより、全教職員がいじめ防止対策に従事する人材としての資質向上を図り、いじめ防止への理解を深めるための啓発活動を推進する。